

2022/11/23

第52回司法制度研究集会@主婦会館プラザエフ8階 会議室スイセン・基調報告II

「最高裁裁判官任命制度の現状から改革を考える」

西川伸一（明治大学政治経済学部）

nisikawa1116@gmail.com

⇒「sj」です。



最高裁大法廷



アメリカ連邦最高裁法廷



戸倉三郎最高裁長官

両者の違いは？

1

1) 現状 @現在の最高裁裁判官15人

国民審査	氏名	官名	任命時年齢	生年月日	任命日	出身校	小法廷	出身大学	任命内閣
済み	戸倉 三郎	長官	67*	1954/8/11	2022/6/24*	裁判官 (刑事)	第二	一橋大	安倍
↓	山口 厚	判事	63	1953/11/6	2017/2/6	弁護士	第一	東大	↓
↓	深山 卓也	判事	63	1954/9/2	2018/1/9	裁判官 (民事)	第一	東大	↓
↓	三浦 守	判事	61	1956/10/23	2018/2/26	学識者 (検察官)	第二	東大	↓
↓	草野 耕一	判事	63	1955/3/22	2019/2/13	弁護士	第二	東大	↓
↓	宇賀 克也	判事	63	1955/7/21	2019/3/20	学識者 (学者)	第三	東大	↓
↓	林 道晴	判事	61	1957/8/31	2019/9/2	裁判官 (民事)	第三	東大	↓
↓	岡村 和美	判事	61	1957/12/23	2019/10/2	学識者 (行政官)	第二	早大	菅
↓	長嶺 安政	判事	66	1954/4/16	2021/2/8	学識者 (行政官)	第三	東大	↓
↓	安浪 亮介	判事	64	1957/4/19	2021/7/16	裁判官 (民事)	第一	東大	↓
↓	渡邊恵理子	判事	62	1958/12/27	2021/7/16	弁護士	第三	東北大	↓
↓	岡 正晶	判事	65	1956/2/2	2021/9/3	弁護士	第一	東大	↓
↓	堺 徹	判事	62	1958/7/17	2021/9/3	学識者 (検察官)	第一	東大	↓
未審査	今崎 幸彦	判事	64	1957/11/10	2022/6/24	裁判官 (刑事)	第三	京大	岸田
↓	尾島 明	判事	63	1958/9/1	2022/7/5	裁判官 (民事)	第二	東大	↓

*最高裁判事任命は 2017/3/14 で、任命時年齢は 62 歳。

山口以下の最高裁判事は任命順。

2

@出身枠の存在

職業裁判官枠「6」: 民事裁判官「4」 + 刑事裁判官「2」

深山・林・安浪・尾島 戸倉・今崎

任命前職: 東京高裁長官-戸倉、深山、林、今崎

大阪高裁長官-安浪、尾島

★東京・大阪は待機ポスト

「要職4ポスト」: 最高裁事務総長-戸倉、今崎

司法研修所長-不在

最高裁首席調査官-林、尾島

法務省民事局長-深山

安浪は未経由だが、事務総局の課長ポスト、東京高裁事務局長、事務総局人事局長などを歴任。

最高裁長官: 16. 島田仁郎 17. 竹崎博允 18. 寺田逸郎 19. 太谷 20. 戸倉 21. 今崎(?)
(司研所長経由)

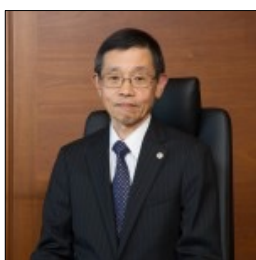
★刑事系優遇人事(?)

3

弁護士枠「4」: 慣例1-東京三会と大阪(あるいは兵庫県・愛知県)が1名ずつ出す。

慣例2-日弁連の会務経験者が就く。

▼ (ところが……)

山口厚最高裁判事
⇒ 弁護士枠?

氏名	所属	日弁連会務経験	所属弁護士事務所
山口 厚	一弁	なし	桃尾・松尾・難波法律事務所
草野 耕一	一弁	なし	西村あさひ法律事務所(4大法律事務所)
渡邊恵理子	一弁	なし	長島・大野・常松法律事務所(4大法律事務所)
岡 正晶	一弁	副会長	梶谷綜合法律事務所

慣例の崩壊: ①一弁が4名、②日弁連の会務経験をもたない者が3名

新たな傾向: 4大法律事務所所在籍者が2名

★「人権派弁護士ではなくビジネス法務系の弁護士が選ばれる傾向にある」(岡口 2019: 149)

4

学識経験者枠「5」: 検察官「2」 + 行政官「2」 + 学者「1」
 三浦(大阪高検検事長) 岡村(消費者庁長官) 宇賀
 堺(東京高検検事長) 長嶺(外交官) 「人選はわからない」



宇賀克也最高裁判事

公法学者出身枠の最高裁判事が復活するということであり最高裁判事の**王様化**が少しは食い止められることになるかもしれない(岡口2019: 152)

@この慣行をどう評価するか

- ①肯定的:内閣による恣意的な人事を防ぎ、最高裁の独立性を保つのに役立ってきた。
- ②否定的:出身母体の既得権益になっており、出身母体の推薦のとおりに行われることで適任者の任命を妨げている。

5

2)改革を考える @視点1:ジェンダー

1947/8/4~1994/2/8 15人**全員**が男性

歴代女性最高裁裁判官

	氏名	在任期間	任命内閣	出身大学	出身枠
1	高橋久子	1994/2/9~1997/9/20	細川内閣	東大	学識者(労働省)
2	横尾和子	2001/12/19~2008/9/10	小泉内閣	ICU	学識者(社会保険庁)
3	櫻井龍子	2008/9/11~2018/1/8	福田内閣	九大	学識者(労働省)
4	岡部喜代子	2010/4/12~2019/10/1	鳩山内閣	慶大院	学識者(学者)
5	鬼丸かおる	2013/2/6~2019/3/19	安倍内閣	東大	弁護士(東弁)
6	宮崎裕子	2018/1/9~2021/7/8	安倍内閣	東大	弁護士(一弁)
7	岡村和美	2019/10/2~	安倍内閣	早大	学識者(消費者庁)
8	渡邊恵理子	2021/7/16~	菅内閣	東北大	弁護士(一弁)

6

女性最高裁裁判官数 ★2001/12/19以降は必ず1人は女性が就任している。

期 間	女性最高裁裁判官数	任命裁判官	備考
1994/2/9～1997/9/20	1	高橋久子	
1997/9/21～2001/12/18	0		高橋の定年退官
2001/12/19～2008/9/10	1	横尾和子	
2008/9/11～2010/4/11	1	櫻井龍子	横尾の後任
2010/4/12～2013/2/5	2	岡部喜代子	
2013/2/6～2017/1/15	3	鬼丸かおる	
2017/1/16～2018/1/8	2		櫻井の定年退官
2018/1/9～2019/2/6	3	宮崎裕子	
2019/2/7～2019/3/19	2		鬼丸の定年退官
2019/3/20～2019/10/1	1		岡部の定年退官
2019/10/2～2021/7/8	2	岡村和美	
2021/7/16～	2	渡邊恵理子	宮崎の後任

7

★抜本的に増やすには、職業裁判官枠で女性を起用する必要がある。

⇒しかしその「要件」を満たす女性裁判官はいない。

@視点2: 年齢 現在の15人の就任時平均年齢 62.9歳(戸倉長官は62歳で計算)

裁判所法第41条

最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し(略)

任命年齢の「私案的」上限: 国民審査を受けること

★衆院が任期満了になっても国民審査にかかる年齢で就任させる。

宮崎裕子最高裁判事が国民審査を受けずに退官

生年月日: 1951/7/9 ⇒ 定年退官日: 2021/7/8

〈2018/1/9任命〉

第48回総選挙期日: 2017/10/22 ⇒ 任期満了日: 2021/10/21 みやざき・ゆうこ



8

若返りの突破口は「学者枠」 最高裁裁判官のうち50歳代で任命された者

氏名	任命時年齢	生年月日	任命日	出身枠
真野 毅	59	1888/6/9	1947/8/4	弁護士
庄野理一	58	1888/12/20	1947/8/4	弁護士
小谷勝重	56	1890/12/24	1947/8/4	弁護士
島 保	55	1891/8/25	1947/8/4	裁判官
斎藤悠輔	55	1892/5/21	1947/8/4	学識者(検察官)
藤田八郎	54	1892/8/5	1947/8/4	裁判官
岩松三郎	53	1893/12/31	1947/8/4	裁判官
河村又介	53	1894/1/1	1947/8/4	学識者(学者)
入江俊郎	51	1901/1/10	1952/8/30	学識者(行政官)
奥野健一	58	1898/11/18	1956/11/22	学識者(行政官)
田中二郎	57	1906/7/14	1964/1/16	学識者(学者)

★発足時には8人が50代だった。

9

「行政官と学者の場合は、内閣が直接人選しますので、最高裁は関与しません。(略)学者については、内閣の意向で、人選の段階から最高裁が意見を述べたり、本人への内示も最高裁が行うということはありません」(泉 2017: 158)。

★ 50歳代の優秀な公法学者を任命する

宇賀克也最高裁判事の定年退官日は2025年7月20日

⇒後任候補者私案:

宍戸常寿東大大学院法学政治学研究科教授

1974年9月生

東大3年在学時に司法試験に合格し、卒業と同時に東大助手に。

憲法と情報法の領域で抜きん出た業績をあげている。

宇賀の定年時にはまだ50歳。



ししど・じょうじ(1974-)

10

@視点3: 人選の密室性

滝井繁男元最高裁判事「推薦の実情は、**最高裁のなかにも全くわからない**。(略)私の在任中、裁判官会議で議論になることもなければ、話題になることもなかった。最高裁のなかにも**新聞報道**によって初めてその内定者がわかるという実情である」(滝井 2009: 5)。

かつては候補者段階で報じられていた

「政府は最高裁判所判事沢田竹治郎氏の定年退官に伴う後任を人選中であつたが、このほど衆院法制局長入江俊郎氏の就任を求めることに内定、廿三日**保利官房長官が入江氏を招いて交渉の結果その内諾を得た**ので廿六日の閣議で決定のうえ認証式をあげることになった」

11

裁判官任命諮問委員会再設置への動き

最高裁(1956/2/29)「長官及び最高裁判事の任命については、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者で構成する**選考委員会の意見を聴くもの**とすること」との意見を公表(泉 2013: 129)



第26回国会: 1957/3/6裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)提出

衆院法務委員会(1957/3/12)における趣旨説明(中村梅吉法相(第1次岸内閣)):

「ただいま議題となりました裁判所法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。(略)第四に、最高裁判所長官及び最高裁判所判事は、憲法にいう最高裁判所の裁判官としてその任命を国民審査に付する点につきましては、もとより従来通りであります。が、**内閣がその指名または任命を行うについては、一そう慎重を期する**ようにするため、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者で組織する**裁判官任命諮問審議会**に諮問すべきものといたしました」。

⇒その後審議されず、継続審議を繰り返して、1958/4/25解散により廃案

12

ここでも突破口は「学者枠」

「候補者の人選を法学者の組織あるいはロースクールのコンソーシアムに委ねるのである。(略)日本の有力なロースクールも交代で最高裁判事を事実上出せる仕組みをつくってはどうか。(略)候補者リストに登載されていない候補者を選ぶことは、専門家の合意をあいまいな理由で無視し、それに代わって最高裁判事を露骨に政治的ないしイデオロギー的な理由で選んだことを自白しているに等しい」(ロー 2013: 128)。



David S. Law (1972-)
(University of Virginia
School of Law)

引用・参考文献

- 泉徳治(2013)『私の最高裁判所論』日本評論社。
 ——ほか(2017)『一步前に出る司法』日本評論社。
 岡口基一(2019)『最高裁に告ぐ』岩波書店。
 滝井繁男(2009)『最高裁は変わったか』岩波書店。
 西川伸一(2020a)『裁判官幹部人事の研究 増補改訂版』五月書房新社。
 ——(2020b)「最高裁を若返らせる」村岡到編『政権構想の探求①』ロゴス。
 ロー, デイヴィッド／西川伸一訳(2013)『日本の最高裁を解剖する』現代人文社。